

2025年4月
三菱UFJ信託銀行株式会社

MUFG FUNDOOR で令和6年度ストックオプション税制改正（発行会社自身による株式管理スキーム）に対応した機能をリリース

～非上場の段階で税制適格ストックオプションを行使しやすい環境を実現～

MUFG FUNDOOR では、株主管理に伴う煩雑な株式実務のDX、ストックオプションの発行・管理実務のDX、株主総会をはじめとする社内のあらゆる会議体のDXを実現する事で、スタートアップの事業加速のご支援を行って参りました。

この度、成長企業における経営管理の更なる高度化に寄与するべく、新たに「区分管理機能（R6年度SO（※1）税制改正対応）」の提供を開始しました。「区分管理機能」では、区分管理帳簿作成や異動調書の作成が可能となっており、非上場の段階で税制適格ストックオプションを行使しやすい環境を実現します。



■本サービスの狙いと背景

令和6年度税制改正（※2）により、税制適格ストックオプションの行使による取得された譲渡制限株式について、証券会社等による株式の保管委託に代えて、発行会社による株式の管理も可能となりました。（発行会社自身による株式管理スキーム（令和6年度税制改正））

これにより、スタートアップ企業は、優秀な人材の獲得・流出防止、自社への貢献に対する褒章を目的としたストックオプション制度を、より柔軟かつ効果的に活用できるようになりました。

一方で、本スキームを利用する場合、企業自身が対象となるストックオプションおよび行使により顕在化した株式に関する管理を行う「自社管理」が求められ、煩雑な事務手続きや専門的な知識が必要となることから、リソースが限定されたスタートアップ企業においては、少なからぬ負担となることが予想されます。

そのため、MUFG FUNDOORでも、税制適格ストックオプションの行使により顕在化した株式について「区分管理（※3）」ができるようにしてほしいという声を数多く頂いておりました。

今回の機能追加により、MUFG FUNDOOR 上でストックオプションの発行から管理、未上場時の行使まで一気通貫で取り扱うことが可能となり、スタートアップ企業における更なる効率的な運用を実現しました。

(※1) ストックオプションの略

(※2) <https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stock-option.html>

(※3) 租税特別措置法施行令第十九条の三第九項第二号に規定する対象株式等の区分管理

■MUFG FUNDOOR のご紹介

これまで手作業で行ってきた煩雑な株式実務やストックオプションの発行・管理実務、社内のあらゆる会議体を DX する未上場会社向けの SaaS サービスです。

(特徴)

1. 株主総会、取締役会、監査役会、経営会議など全ての会議体を効率的に運営 (ex.株主総会の委任状の回収・集計、取締役会の招集通知の自動作成・配信、議事録の自動作成・電子署名など)
2. 投資家、株主、監査法人、証券会社、IPO コンサルなど全てのステークホルダーと円滑なコミュニケーションを実現 (ex.株主の異動履歴と連動した資本政策表、外部との資料共有、連絡先のグループ登録など)
3. 発行・管理から行使までストックオプションのあらゆる業務をこれ一つで効率化 (ex.ストックオプション発行時のタスクリストや割当契約の電子締結、付与調書の作成、ストックオプションの管理・未上場時の行使・区分帳簿の作成など)

■MUFG FUNDOOR デモのご依頼

お問い合わせは [こちら](#)

■MUFG FUNDOOR サービスホームページ

https://www.tr.mufg.jp/houjin/mufg_fundoor/index.html

■本件に関するお問い合わせ先

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行営業推進部 営業企画課 森宛

tomoya_mori@tr.mufg.jp